

地域特産品創出事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、新たに県を代表する地域特産品の創出を目指す県内各種団体に対し、商品開発に要する費用及びそれをPRする宣伝広告等に係る活動に資すると認められる事業経費について、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下、「規則」という。）及び本要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定 義)

第2条 この要綱において「地域特産品」、「加工食品」、「加工食品事業者」とは別表第1に定めるところによる。

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助金は、別表第2に掲げる補助対象者が、同表に掲げる事業内容を行う場合、当該事業に要する経費について、事業実施者（以下、「補助事業者」という。）に交付するものとし、その額は同表に掲げる補助額の範囲内で知事が定める額とする。

2 消費税及び地方消費税相当分については、補助対象経費から除外する。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項に規定する申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

(補助金交付の条件)

第5条 規則第6条第1項に規定する交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び福島特定原子力施設地域振興交付金交付規則（平成27年経済産業省告示第59号）に従うべきこと。

(2) 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、別表第2に掲げる軽微な変更の欄に掲げる変更とする。

(3) 補助事業の実施に関し、契約をする場合においては、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札により行うべきこと。

2 規則第6条第2項の規定による交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業により取得した財産については、補助事業完了後においても当該財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運営を図ること。

(2) 補助事業により取得した財産を譲渡し、交付し、貸し付け又は担保に供する場合には補助金の交付の目的に反しない場合であっても、予め、知事の承認を受けること。

(着手届)

第6条 補助事業者は、当該事業に着手したときは、速やかに補助事業着手届（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、事業を執行するにあたり、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業に着手する場合には、指令前着手届（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（変更等の承認申請）

第7条 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、補助金等の交付の決定の通知を受けた補助事業等の内容又は経費の配分の変更（知事が軽微な変更と認めた物を除く。）その他申請にかかる事業の変更、中止または廃止の承認を得ようとするときは、あらかじめ補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

（申請を取り下げることができる期日）

第8条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

（概算払）

第9条 知事は、必要があると認める場合は、本要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金を交付することができる。

（状況報告等）

第10条 規則第11条の規定による事業の遂行の報告は、補助事業実施状況報告書（第5号様式）により、知事が指定する日までに行うものとする。

2 補助事業者は、当該事業が完了した時は、速やかに補助事業完了報告書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第13条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第7号様式）により事業完了の日から起算して20日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（補助金の額の確定等）

第12条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金額が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第13条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要と認められる経費については、概算払いすることができる。

2 補助事業者は、第9条の規定により補助金の交付（概算払）を受けようとする場合は、補助金交付（概算払）請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助事業による収益の一部の納付）

第14条 補助事業者は、補助事業のうち相当の収益が生ずる可能性があると認められる事業については、当該補助事業の業務又は会計の状況に関する報告及び資料を、速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告の結果、相当の収益が生じたと認められる場合においては、補助事業者に対し、当該補助事業により生じた収益から必要な経費を控除した額の納付を命ずることができる。

（補助金の返還）

第15条 補助事業者は、当該事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税の額の確定に伴う報告書（第9号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、期限を定めて当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（財産処分の制限）

第16条 規則第18条1項のただし書きに規定する別に定める期間は、「補助事業等により取得し。又は効用に増加した財産の処分制限期間（昭和53年8月5日通商産業省告示第360号）」に定める期間とし、同条同項第2号及び3号に規定する別に定める財産は、設備その他の財産（取得価格及び効用の増加価格が単価50万円未満のものを除く。）とする。

（会計帳簿等の整備等）

第17条 補助事業者は、補助金の収支の状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年5月16日から施行・募集開始し、令和5年度分の補助金から適用する。

別表第1（第2条関係）

1 地域特産品	生産、製造又は加工の最終段階を県内で行っている商品（県外の事業者などにより製造された場合は、主な原料が福島県産であって、県内に主たる事務所を有する者が販売を行っている商品）であって、各地域の歴史や文化に育まれた地域に根付く商品かつ県のイメージアップを図れるもの。ただし一次産品及び国内又は福島県内において十分な知名度を有していると県が認める商品を除く。
2 加工食品	食品の「品質保存」、「有効利用」、「安定供給」、「栄養素量の改善」、「色・香り・味などの嗜好性向上」、「簡便性」、「調理の短縮化」等を図ることなどを目的に、食品に何らかの加工を施したものであり、水産練り製品・肉加工品・乳加工品・嗜好食品・調味料・菓子類・冷凍食品・レトルト食品・缶詰食品・インスタント食品等。
3 加工食品事業者	上記「加工食品」を取り扱っており、県内に本拠を置く事業者・組合等

別表第2（第5条関係）

事業区分	地域特産品創出事業
補助対象者	福島県内に本拠を置く工芸品・繊維・木工・クラフト製品又は加工食品の製造事業者を2社以上含む、団体（任意団体を含む）等 ただし、その地域に製造事業者が1社しかない場合はその限りではない
事業内容	商品開発・販路拡大・情報発信等、地域特産品の振興に資すると認められる事業 また、事業を実施することで将来的に地域振興・観光誘客等に寄与すると認められるもの
経費区分	旅費、報償費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、負担金
補助額	補助対象経費の3/4以内の額 補助限度額は200万円とする
軽微な変更	補助対象経費の20%以内の減額かつ県補助金額の増減を伴わない補助対象経費の変更をすること 事業計画の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更をすること